

朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する  
基本的な指針

令和8年4月  
朝霞市教育委員会

# 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針

はじめに.....	3
1 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本理念.....	4
2 性暴力等とは.....	5
3 教職員等による児童生徒への性暴力等の発生時の対応.....	8
(1) 概要（全体像）.....	8
(2) 時系列のフロー.....	9
4 学校における対応.....	10
(1) 未然防止・早期発見のために.....	10
(2) 相談を受けた時の対応.....	14
5 教育委員会における対応.....	23
(1) 未然防止・早期発見のために.....	23
(2) 学校から被害の報告が入ったときの対応.....	23
(3) 協議会と連携した未然防止に向けた取組.....	26
6 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会の役割.....	27
7 その他.....	28
(1) 体罰との問題構造の類似性.....	28
(2) 被害を受けた児童生徒への聞き取りシート、初動報告シート（別紙参照）.....	28
(3) 参考文献・サイト.....	28
別紙1.....	29
別紙2.....	32
別紙3.....	33

## はじめに

令和3年5月に、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(以下、「児童生徒性暴力等防止法」という。)が成立し、令和4年3月には、同法の基本的理念などを踏まえた「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」が示された(令和5年7月13日改訂)。

こうした中、令和5年10月に本市に勤務する教職員がわいせつ事案で逮捕される事件が発生した。当該教職員が行った行為は、教員という立場を利用した卑劣な行為で、児童生徒等の権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷を与えるものであり、決して許されるものではない。

本市では、事件発覚後、警察と連携して、被害を受けた生徒の保護、在校生の心のケア、保護者等への説明等を行ってきた。さらには、当該教職員への身分上の厳正な行政処分、事案発生までの検証と再発防止に向けた取組の策定、市内小・中学校の全教職員に向けた研修等にも取り組んできた。

これらの対応については、文部科学省の示す「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」に沿った形で行うことができたと考えているが、当時の対応を振り返ることも含めて、今回、朝霞市教育委員会として、教職員等による児童生徒性暴力等への対処と未然防止・早期発見のためのガイドラインを作成することとした。

なお、本指針における「教職員等」とは、市内の小・中学校における「児童生徒性暴力等防止法」第2条第5項の教育職員等、その他の小・中学校の学校管理下において児童生徒と接する業務に従事する者と定義する。

## 1 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本理念

教職員等による性暴力は、児童生徒の尊厳と人権を踏みにじり、その心を深く傷つける「魂の殺人」であり、決して許されない行為である。本来、児童生徒の人権を尊重し、守り育てる立場にある教育に携わる者が性暴力等を行うことは断じて容認できず、いかなる理由があろうともあってはならない。

教職員等は、「児童の権利に関する条約」(以下、子どもの権利条約という)にある「子どもの最善の利益」を第一に考え、「生命、生存及び発達に対する権利」を保障するとともに、学校を安全で健やかに成長できる学びの場とする責務を負っている。

朝霞市は、教職員等による性暴力等の根絶を最重要課題の一つとして位置付け、不退転の覚悟で取り組むことを誓い、以下の基本理念を定める。

- 教職員等による性暴力等の防止等に関する取組は、性暴力等が全ての児童生徒の心身の健全な発達に関わる重大な問題であるという基本的認識の下に行う。
- 教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する取組は、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、教職員等による性暴力等を根絶することを旨として行う。
- 教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する取組は、被害を受けた児童生徒を適切かつ迅速に保護することを旨として行う。
- 教職員等による児童生徒性暴力等は、児童生徒や保護者からの教職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育の信用を根底から傷つけるものであることを深く理解する。
- 教職員等による児童生徒性暴力等は、懲戒免職に相当する重大な行為であり、懲戒処分等については、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置がとられることを旨として行う。
- 教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する取組は、県、学校、警察・児童相談所・医療機関等の関係機関や専門家・有識者等との連携の下に行う。

## 2 性暴力等とは

児童生徒性暴力等防止法第2条第3項及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針(令和4年3月18日文科科学大臣決定 令和5年7月13日改定)により、「性暴力等」を次のとおり定義する。

教職員等及び教育委員会事務局職員は、以下の事項を法の条文と照らし合わせてどのような行為が性暴力等にあたるかを改めて確認し、該当する行為を決して行わないという認識をもたなければならない。

- ① 児童生徒等に性交等(刑法(明治40年法律第45号)第177条第1項に規定する性交等をいう。)をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること(児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。)(法第2条第3項第1号)
- ② 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること(①に掲げるものを除く。)(法第2条第3項第2号)
- ③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。)第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。)第2条から第6条までの罪(児童生徒等に係るものに限る。)に当たる行為をすること(①及び②に掲げるものを除く。)(法第2条第3項第3号)
- ④ 児童生徒等に次に掲げる行為(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。)であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること(①～③に掲げるものを除く。)(法第2条第3項第4号)
  - イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位(児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。)その他の身体の一部に触れること。
  - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
- ⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事(①～④に掲げるものを除く。)(法第2条第3項第5号)

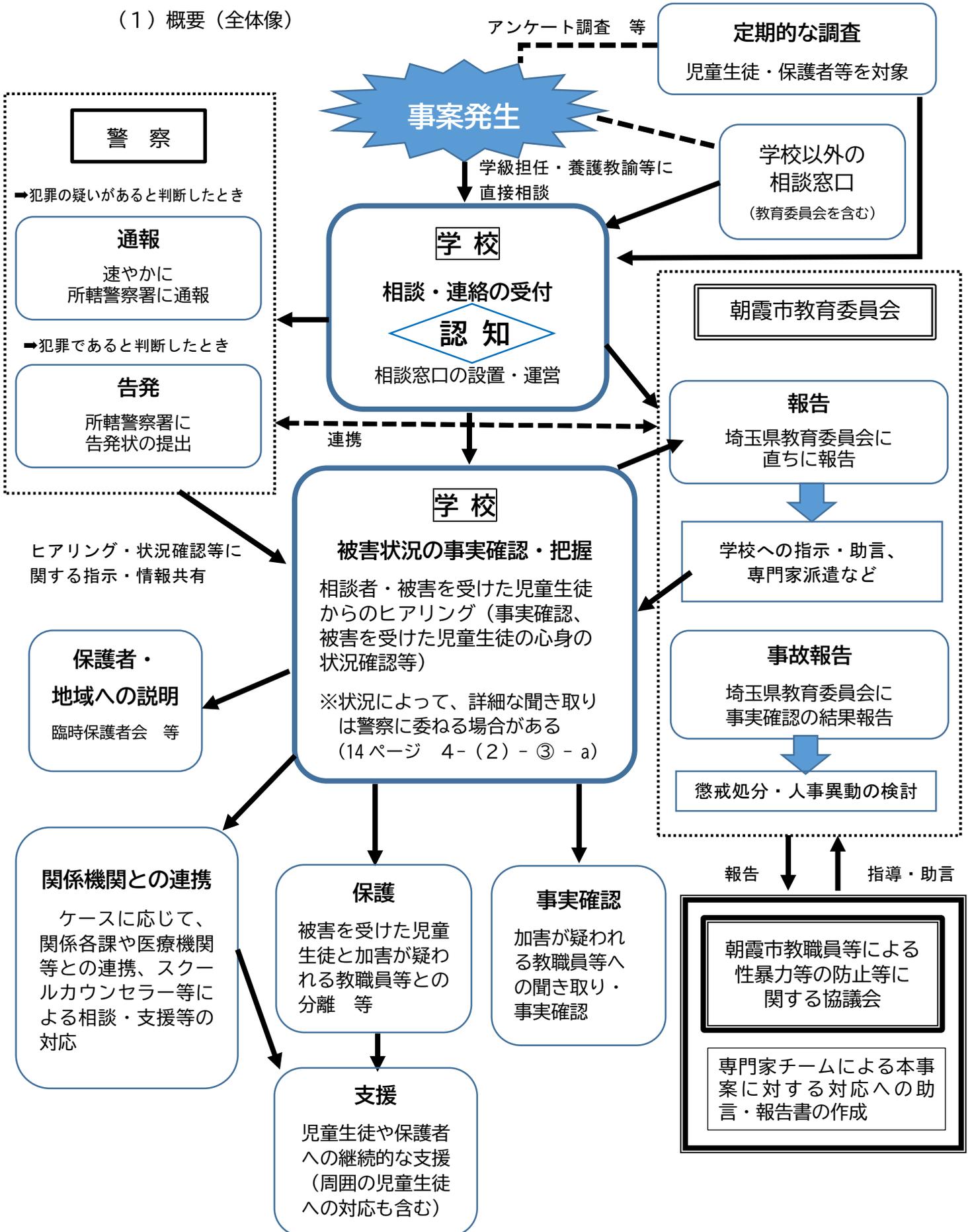
- 児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。
- ①について、刑法第177条の不同意性交等罪、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止される性交等は、ここに含まれると考えられる。
- ②については、刑法第176条の不同意わいせつ罪、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為(①の場合を除く。)や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止されるわいせつ行為は、ここに含まれると考えられる。
- ③については、
  - ・刑法第182条の罪 16歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求(同条第1項)、面会(同条第2項)、性的な姿態を撮影した映像の要求(同条第3項。いわゆる自撮り要求等)
  - ・児童ポルノ法第5条から第8条までの罪に当たる行為:児童買春周旋(同法第5条)、児童買春勧誘(同法第6条)、児童ポルノ所持、提供等(同法第7条)、児童買春等目的の人身売買等(同法第8条)(児童買春(同法第4条)は明記されていないが、これは性交等に係る他の規定との重複を避けるためであり、児童買春は児童生徒性暴力等の対象となる)
  - ・性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為(児童生徒等に係るものに限る。)8:児童生徒等に係る性的姿態等の撮影(同法第2条)、性的影像記録の提供等(同法第3条)及び当該行為をする目的での保管(同法第4条)、性的姿態等影像の送信(同法第5条)、及び記録(同法第6条)がここに含まれる。
- ④については、いわゆる迷惑防止条例により禁止される痴漢や③に含まれない盗撮などの行為などが、ここに含まれると考えられる。
- なお、④には身体の一部に触れることが内容に含まれているが、「児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事」が要件となっている。例えば、教育活動における実技指導等において児童生徒等との必要な身体接触が生じることや特別支援学校の教諭等が指導や介助のために身体接触を行うこと、幼稚園教諭等が乳幼児の着替えや排泄等の身の回りの支援を行うことなど、教職員等の業務上児童生徒等の身体に触れる必要がある場合も考えられるものの、これらの正当な業務

上の行為については、必要な範囲・態様にとどまる限りにおいて、児童生徒性暴力等の対象とはならないと考えられる。

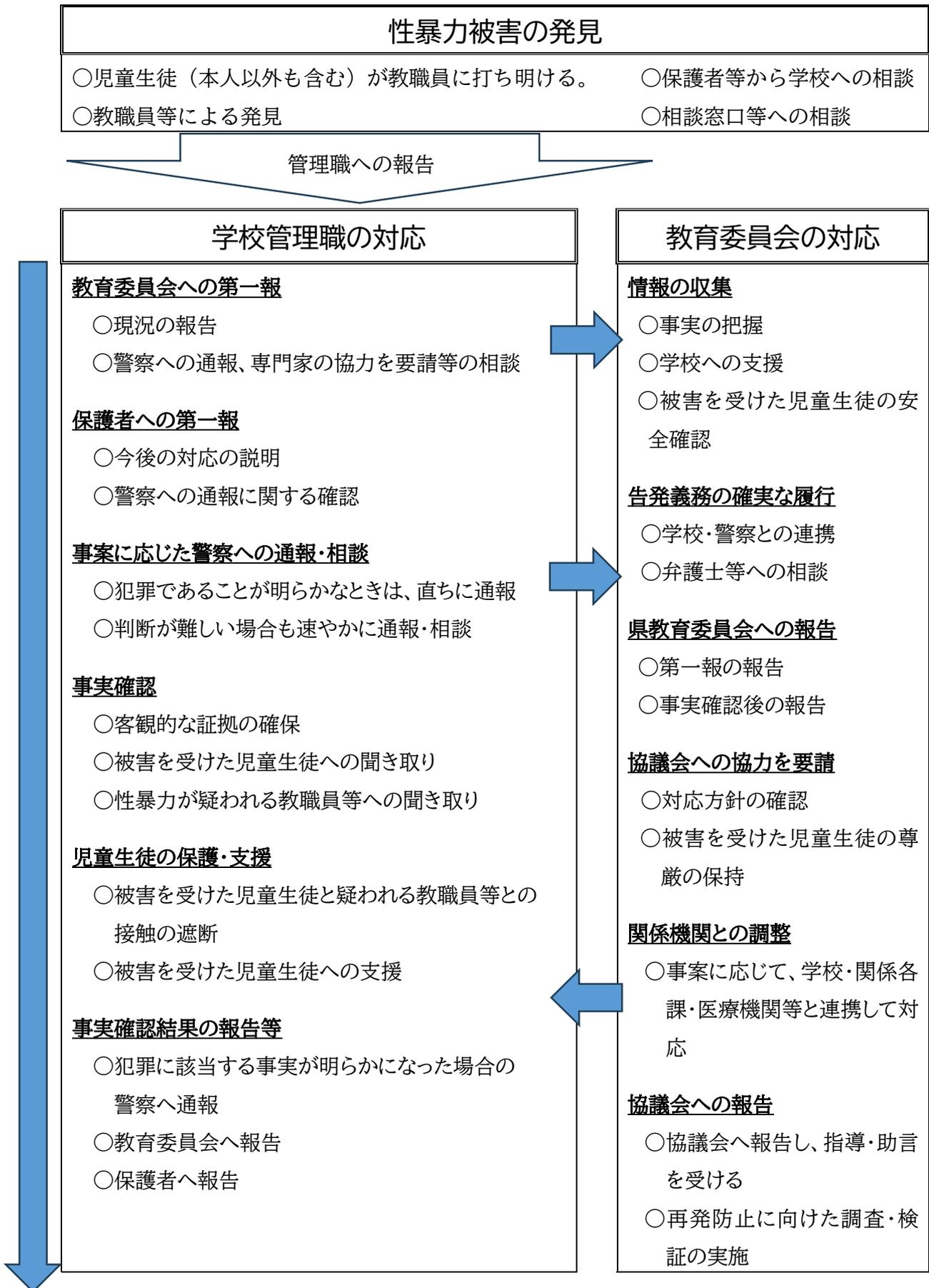
- ⑤については、児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント(児童生徒等を不快にさせる性的な言動)などが、ここに含まれると考えられる。

### 3 教職員等による児童生徒への性暴力等の発生時の対応

#### (1) 概要 (全体像)



(2) 時系列のフロー



## 4 学校における対応

### (1) 未然防止・早期発見のために

- ① 教職員等が性暴力等に関する理解を深めるための研修等の実施
- 「埼玉県不祥事防止研修プログラム」、「朝霞市教職員事故を受けた再発防止策の検討報告書」(令和6年2月 朝霞市教育委員会)などを使用し、校内研修を継続的に行う。
  - 学校で起きた性暴力を早期発見・対処するには、日頃から教職員等が性暴力とその被害について理解を深めることが必要である。また、性暴力は教職員と児童生徒との力関係の差を背景に起きるものであり、「教職」という職が児童生徒にどれだけ影響力を持っているか、自分自身の言動を振り返り、自覚をすることが重要である。
  - 学校は教育委員会と連携して、教職員等による性暴力等を起こさないための研修を繰り返し、児童生徒への性暴力がこどもの人権を踏みにじり、教職員としてあってはならない行為であるとの認識を共有し続けなければならない。
  - 現在行われている以下のような教職員事故防止の取組を継続し、教職員事故防止に係る意識向上に努める。
    - ・ 学校における教職員事故、事件防止のための取組
    - ・ 職員会議や倫理確立委員会等における研修(「埼玉県不祥事防止研修プログラム」や「朝霞市教職員事故を受けた再発防止策の検討報告書」の活用)
    - ・ 各学校における不祥事根絶に向けた年間計画作成による意識向上
- ② 学校施設の定期的な点検・見回り
- 学校施設の定期的な点検については、埼玉県教育委員会より示された「県立学校における盗撮防止等ガイドライン」等に基づき、朝霞市教育委員会も「朝霞市立学校における盗撮防止等ガイドライン」を定めるとともに、学校においても盗撮防止に係る校内ルールを作成した。それを踏まえ、常に校内の整理整頓を行うとともに、日常点検、定期点検、臨時点検を実施するなど、未然防止を図るための環境整備や対策を徹底的に行う。

- 学校の管理職は、施設面で死角となるような場所がないか、曇りガラスで中が見えない状況となっている教室がないかなど、絶えず校内の状況を把握しなければならない。

また、教職員が自己の目が届かないところで作業をすることを当然としてはならない。教職員が職員室以外の特定の部屋で長時間業務を行っているような状況がある場合には、声かけをするなど、業務内容を確認する。

### ③ 教職員の指導に係る不祥事発生リスク要素について

- 「朝霞市教職員事故を受けた再発防止策の検討報告書」において、不祥事発生リスク分類の考え方として、以下の3つに分類した。

- ・ 「特別視」・・・高い評価やカリスマといった特別視される人物に対し 間違っただけを許さず、正しいはずだ、という バイアスが働くことによるチェック機能の低下 など
- ・ 「動機」・・・内的・外的要素(興味、性格、ストレスなど)、ストレスによる自制心や判断力の低下 など
- ・ 「機会・環境」・・・複数の目が行き届かない状況、実行可能・隠蔽可能と認識してしまう機会・環境、要望や言動が認められやすい環境 など

- 上記の中の「機会・環境」において、教職員による厳しい指導、行き過ぎた指導への対応について、権力の上下関係がある中で、支配関係を生み出してしまう可能性があること、その関係が継続した場合に逆らえない、従順にならざるを得ない、などの感覚を生み出してしまう危険性があることが指摘された。

指導の在り方を絶えず見直すことで、過度な上下関係やグルーミングなどの関係性に陥らず、教職員と児童生徒の適切な関係を保持していかなければならない。

- 教職員が SNS 等を用いて児童生徒と私的なやりとりはしないということのもとより、教職員個人が所有するスマートフォン等の端末で児童生徒を撮影することなどもないように、部活動を含めた学校内外での教職員と児童生徒とのやりとりについて、以下の項目を順守していく。

- ・ SNS等による児童生徒等との私的なやりとりの禁止を徹底する
- ・ 教職員の私物のスマートフォン等の教室への持ち込み禁止を徹底する
- ・ 学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出すことのないよう徹底する

#### ④ 児童生徒からの声を取り上げる仕組み

- 学校は定期的に見守りアンケートをとるなど、児童生徒からの声を聞く機会を設けることが必要である。この他にも、性暴力に限らず、日ごろから児童生徒の意見を聞き、こどもの権利を尊重した学校づくりに努める必要がある。
- 朝霞市では現在、次に記載するアンケート調査や相談窓口の周知を行っており、継続して児童生徒の状況を見守っていく。

- ・ 心と生活のアンケート

月1回実施。「周囲の友達や大人に嫌なことをされている」、「悩みがある」、「生きていても仕方がない」などの記載があった場合は必ず面談を行う。担任による面談を基本としており、必要に応じて、管理職へ報告を行う。

- ・ 体罰・性暴力調査

体罰・性暴力の有無について、児童生徒・保護者に向けてアンケート調査を実施している。アンケートの提出は教員、校長、教育委員会など、どこへ出してもよい。

- ・ いじめのアンケート

いじめの有無についてのアンケート。提出は、体罰調査と同様とする。

- ・ 校長ポスト等の設置

学校では、種々のアンケートを行い、こどもの声を拾っている。しかし、担任が直接関与するようなアンケートもあり、当事者が担任である場合に声を上げづらいこともあるのではないかと考えられる。そのため、校長に直に訴えることができる校長ポストを設け、児童生徒の声を広く受け止める仕組みをつくる。

- ・ 「大切な心と体を守るための SOS カード」の活用

埼玉県教育委員会では、保護者からの性的虐待を含め、身近な人からの性被害から子どもたちを守るため、「大切な心と体を守るための SOS カード」を作成した。このカードは、当該児童生徒にとって信頼できる学校の教職員等に助けを求めるために活用することを目的としている。本市の小・中学校に在籍する児童生徒にも、必要に応じて利用することを促していく。

- ・「こども・ほっとそうだん～こども人権相談事業」の周知  
 学校関係者に直接言いたくないこと等については、市の窓口である「こども・ほっと  
 そうだん」があるので、周知に協力すること。
- ・ 性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」・性暴力等被害者支援の周知  
 県で実施している相談窓口である「アイリスホットライン」の周知を行い、学校、教  
 育委員会以外にも相談窓口があることを周知する。  
 性別に関わらず相談可能であり、法律的に守秘義務を有する相談員が対応する。  
 相談無料であり、匿名の相談でも可能。  
 【電話相談】 0120-31-8341(彩の国やさしい)※24 時間 365 日受付  
 一部 IP 電話などからは 048-839-8341(通話料有料)  
 【web 相談受付】  
<https://www.svsc8080.jp/iris/form/postmail.html>

#### ⑤ 管理職を核とした異変を見逃さない組織体制づくり

- 教職員等による行き過ぎた指導を放置すると、教職員等と児童生徒の関係はより従属  
 的になり、結果として、性暴力や体罰にエスカレートしてしまうことが考えられる。こうした  
 暴力を受けた場合としても、強固な上下関係が出来上がってしまうと、児童生徒は声を  
 上げづらい環境になる可能性が高い。  
 よって、学校の管理職は、教職員等に行き過ぎた指導が見られた場合は、直ちに本人に  
 対して改善を求めるとともに、学校のみでは解決できないと判断した場合は速やかに教  
 育委員会へ報告し、協力して事態に対処する必要がある。
- 学校の管理職は自己の評価に影響することを恐れ、いたずらに状況を放置し、事態が  
 悪化することがないようにする。事態が自己のみでは対処できないと認識することは、状  
 況の判断・分析ができていないことであり、評価されることである。
- 各教職員についても、常に当事者意識をもって行動することが大切である。周辺に異  
 変を感じたとしても、「自分はその子の担任ではないから」、「あの教員は優秀で力がある  
 ため管理職は取り合わないだろう」などと管理職に報告せず、そのまま放置してしまうと、  
 本来ならば事前に防げていたはずの事案が、結果、犯罪という形で表面化してしまうこと  
 も考えられる。

- 学校の管理職は、風通しのよい組織づくりに努め、日頃から校内の小さな違和感、小さなエラーを拾い上げ、早期に対応することで、重大事案が発生することを未然に防ぐ努力が必要である。

例えば、倫理確立委員会などを活用し、月1回の定期的な校内施設の巡回や毎学期の服務事故防止に係るセルフチェックシートの実施、若手教職員同士の相談会など、組織的に校内の違和感や小さな変化を見逃さず、早急に対応する仕組みを構築していかなければならない。

- 学校の管理職は、性暴力に係る事案が生じた際の対応にあたるチームをつくり、早期対応するために教職員の役割を決めておく必要がある。管理職、学年主任、生徒指導主任、学級担任、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー等で組織するチームを構築するとともに、被害を受けた児童生徒・保護者対応・専門機関等との対応担当職員を決めておく。

## (2) 相談を受けた時の対応

### ① 基本的な考え方

- 学校及び教育委員会は、児童生徒・保護者等からの相談などにより、教職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、被害を受けた児童生徒の負担に十分に配慮しつつ、学校・教育委員会等及び所轄警察署との間で情報共有を図り、迅速に事案に対処するとともに、被害を受けた児童生徒やその保護者に対して、必要な保護・支援を行う必要がある。
- こうした一連の取組は、法の目的や基本理念も踏まえ、被害を受けた児童生徒を徹底して守り通すことに留意して行われなければならない。悪しき仲間意識や組織防衛心理から事なかれ主義に陥り、必要な対応を行わなかったり、躊躇したりするようなことがあってはならない。
- なお、法により求められる必要な対応を行わず、児童生徒性暴力等の事実があると思われたにもかかわらず放置したり隠ぺいしたりする場合には、この法の義務違反や、信用失墜行為として地方公務員法（昭和25年法律第261号）による懲戒処分の対象となり得ることを認識しておく必要がある。
- 学校及び教育委員会は、性暴力被害は見えにくいということを十分自覚しなくてはならない。児童生徒からすると、「打ち明けにくい」「何が起きているかわからな

い」「恥ずかしい」などの理由があるとともに、教職員からすると「目撃者がいない」「性的な言動は性暴力であると認識が低い」「男性から女性に対してのみに起こるといふ思い込みがある」などの理由が挙げられる。

学校の教職員は、普段と様子が異なる点にすぐ気付くことができ、困ったときに安心してすぐに相談できる関係を児童生徒と築いていくことが重要である。

## ② 相談内容の確認

- 児童生徒等から、性暴力等の通報を受けた場合、通報者が安心できる場所を用意し、話を聞くようにする。その際、聞き取りシートを使用するなど、繰り返し聞かないように配慮する。
- 相談の内容が疑いの段階であっても、対応を後回しにせず、速やかに対応することとする。
- 「教員と児童生徒が SNS で私的に連絡を取り合っている」「教員が自家用車に児童生徒を同乗させているのを見た」といった噂の相談についても、「所詮、噂だろう」と決めつけずに速やかに管理職に報告する。
- 通報を受けた教職員は、直ちに学校の管理職と情報を共有し、今後の対応について協議する。学校の管理職は、被害を受けた児童生徒や通報した児童生徒、保護者対応などの担当する教職員を定め、複数の教職員で組織的に対応していくことを基本とする。

## ③ 警察へ通報する判断

- 児童生徒性暴力防止法第2条第3項各号に「児童生徒性暴力等」が列挙されているので、犯罪性の有無を判断する時に参考する。なお、実際の事例が必ず列挙事例にあたるわけではないので、判断に迷った場合は、ためらわず警察へ通報、相談すべきである。

### a 警察へ通報・告発する行為

法第2条第3項各号に列挙される「児童生徒性暴力等」のうち、次に該当するものは犯罪に該当するので、教育委員会と連携し、警察へ通報・告発する。

- ・性交、性交類似行為(第3項第1号)
- ・わいせつな行為(第3項第2号)(自身の性的部位に触らせることも含む)
- ・児童ポルノ法違反(第3項第3号)
- ・プライベートゾーンへの接触(第3項第4号イ)

・盗撮(第3項第4号口)

b 懲戒処分の対象となるような行為

法第2条第3項各号に列挙される「児童生徒性暴力等」のうち、次に該当するものは犯罪には該当しないものと考えられるが、懲戒処分の対象と考えるため、教育委員会と連携し、専門家に協力を得ながら対応する。

- ・児童生徒の性的羞恥心を害する言動で心身に有害なもの(第3項第5号)
- ・悪質なセクシュアル・ハラスメント等
- ・児童生徒を不快にさせる性的な行動
- ・口頭での発言に限らず、SNS や電子メールのやり取りも含む

c 懲戒もしくは指導の対象となる行為

法に規定がなく、児童生徒性暴力等とはいえないが、次に示すような行為は、不適切な指導として懲戒処分の対象となる可能性があり、又は指導の対象となりうる。この場合は、学校が教職員等への指導を行う。

- ・好意を伝えられた。
- ・プライベートゾーン以外への不要な接触がある。
- ・身体的な距離が近い。
- ・私的な SNS のやり取りをしようとする。
- ・じろじろ見られる。
- ・二人きりになろうとする。 等

④ 児童生徒から相談を受ける際 こどもの人権に留意するために

○ 尊重と共感

児童生徒の話を真剣に受け止め、尊重する姿勢を示すようにする。彼らの感情や意見を軽視せず、共感を持って接することが大切である。

○ 秘密の保持

相談内容は基本的に秘密にし、必要に応じて適切な専門家に相談することを児童生徒に伝える。これにより、児童生徒は安心して話すことができる。

○ 非差別の原則

すべての児童生徒を平等に扱い、差別や偏見をもたないように心掛ける。どのような背景や状況であっても、公平に対応することが重要である。

○ 適切な対応と支援

相談内容に応じて、児童生徒へ適切な対応や支援を提供する。必要に応じて、スクールカウンセラーや養護教諭などの専門家と連携し、適切な支援を提供する必要がある。

○ 「こどもの権利」における児童生徒自身の理解

子どもの権利条約に示されるとおり、教職員等は、児童生徒の発達に応じて、児童生徒の意見を十分に考慮し、尊重しなくてはならない。また、児童生徒自身が自分の権利を理解し、尊重されるべき存在であることを認識できるように支援することが大切である。

⑤ 被害を受けた児童生徒本人からのヒアリング

- ヒアリングは、時系列に、具体的に行うとともに、被害内容を否定しないように留意する。このとき、「あのこども思いの先生だから」「優秀な先生だから」などの先入観は対応を誤る一因になるので注意する。また、児童生徒についても、「普段から問題があるから相談もいたずらかもしれない」などという考えも、同様に注意する。

- ヒアリングは、警察の指示のもと、対応を行う。

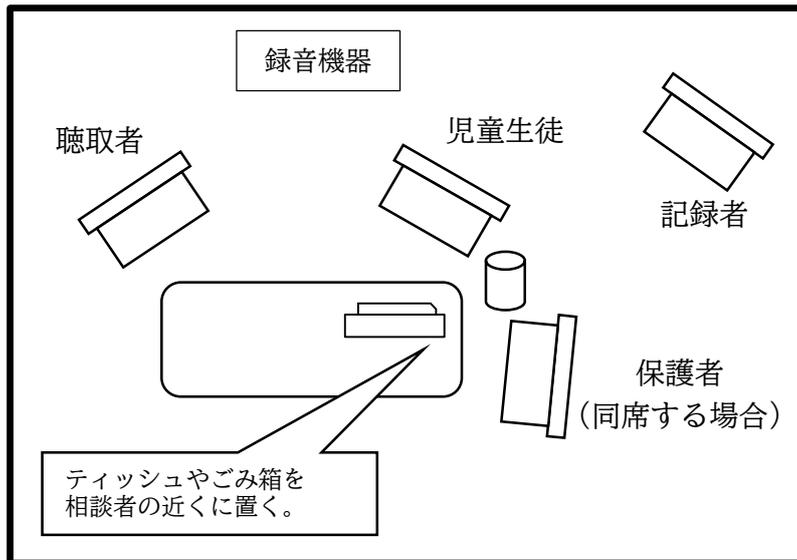
※ 5～7ページ 2-①～⑤を参照。

- ヒアリングについては、被害を受けた児童生徒の負担を考えるとともに、児童生徒の人権に配慮し、その名誉及び尊厳を害しないように注意しなければならない。なお、これは事実確認を行うにあたって配慮・注意すべきことを規定しているのであって、いたずらに被害を受けた児童生徒への配慮やプライバシーの保護などを盾に、必要な措置を怠ることがあってはならない。

- 学校の管理職は、聞き取りをする者について、事案が発生した状況、被害を受けた児童生徒の属性により、適切な人選に努めることが重要である。自ら又は学級担任、学年主任、部活動の顧問、養護教諭、スクールカウンセラー、その他の児童生徒の話を客観的に聞き取りができる者と記録できる者を人選し、被害を受けた児童生徒から聞き取りを行う。教育委員会は、学校からの要望がある場合は同席するなど支援に応じる。

- 被害を受けた児童生徒本人が安心できる場所で聞く。聞き取りを行う者は、被害を受けた児童生徒に圧力をかけないようにするため、下記のように座席の配置に留意し、話を聞くようにする。記録する者は、聞き取りに口を挟まず、被害を受けた児童生徒の視界に入らないように記録に徹する。また、児童生徒に了解を得て、録音する。

<レイアウトの一例>



- ・ 座席は対面せずに、斜めに並んで聞く。
- ・ 録音機器は、聞き取りの妨げにならないように設置するなど、配置についても注意する。

※ 児童生徒の実態や状況に応じて、レイアウトは柔軟に設置する。

- 本人からのヒアリングは「いつ」「誰が」「誰に」「身体のどの部分に」「何をしたか」等、最小限の内容にとどめるとともに、聞き取りシートを用いて、必ず記録に残す。また、児童生徒から語られた言葉は、そのまま正確に逐語的に記録する。性的な表現については、慣れていないとぼかした言葉を用いてしまう恐れがあるが、被害を受けた児童生徒が語ったとおり記録することが重要である。
- 教職員がヒアリングを行う際、勇気をもって打ち明けた被害を受けた児童生徒がないがしろにされたと感じないように真摯に傾聴するとともに、相談内容を過小評価することのないように十分留意する。また、聞き取りの際、以下の言葉を使わないようにし、被害を受けた児童生徒をさらに傷つけることのないように心がける。

・ 児童生徒を責めていると受け取られかねない言葉

「泣いてばかりいないで、説明して」

「さっきと話が違うけど、どっちが本当なのですか？」

・ 「なぜ？」と非難しているように聞こえる質問

「どうして逃げなかったの？」・「どうして付いて行ったの？」

・ 被害を矮小化するなど、被害を受けた児童生徒の心理を理解しない言葉

「先生はこういう相談に慣れているから、恥ずかしがらずに話して」

「早く元気になりましょう」・「つらいことは忘れましょう」

「つらいのはよくわかるよ」・「時間が解決してくれるよ」

・相談を拒絶する言葉、話を遮る言葉

「〇〇先生に相談してください」・「保護者の人に伝えてください」  
「私では手に負えません」・「時間がないから、次の話にいきましょう」

・感情的な言葉や態度、評価をする言葉

「××先生のやったことは、絶対に許せない！」  
「(被害を受けた児童生徒に対して)かわいそうだね」

・無責任な言葉

「△△先生は明日から学校に来ないよ」  
「誰にも言わないよ」・「先生だけの秘密にしておくから大丈夫だよ」  
「あなたから、もうこれ以上話を聞くことはないよ」

- ヒアリングをした後、被害を受けた児童生徒が一人になってしまう時間を作らないようにするなど、孤立感を抱かせないように配慮するとともに、これから対応する教職員名を伝える。
- 被害を受けた児童生徒を守るために、信頼できる機関と連携して対応していくことを伝える。
- 学校の管理職は、確認した内容が事実であると仮定した場合は、加害が疑われる教職員の行為が、「児童生徒性暴力等防止法」で規定する「性暴力等」に該当するかどうかを判断する。
- 学校の管理職は、犯罪性の有無にかかわらず、必ず教育委員会へ報告する。

⑥ **教育委員会と連携した警察への通報、相談**

- 聞き取りの中で、犯罪性が疑われると判断した場合は、教育委員会へ報告し、連携して警察への通報、相談を行う。
- この場合、犯罪性について判断しかねる場合についても、ためらうことなく教育委員会へ報告し、連携して警察へ通報、相談を行い、その後は、学校、教育委員会、警察が連携して対処できるようにする。

- 教職員等への聞き取りについては、証拠の隠滅、通報した児童生徒への恫喝などが想定されるため慎重に行うことが必要であり、犯罪性が疑われている状況下においては、警察に委ねる。

#### ⑦ 被害を受けた児童生徒の保護者への対応

- 被害を受けた児童生徒の保護者に対して、被害を受けた児童生徒から相談を受けた時点もしくは被害を確認できた時点で、それまでに確認できた状況を速やかに報告する。その際は、校内で予め決めた教職員が保護者へ連絡を行う。

また、被害を受けた児童生徒から学校がヒアリングを行う際は、保護者の同意を得るとともに、ヒアリングへの同席を希望するか、確認する。

被害を受けた児童生徒が保護者には伝えないでほしいと訴える場合も想定されるが、被害を受けた児童生徒の心理的な負担や影響に配慮しつつ、学校として保護者への連絡は必ず行わなければならないことであることを、被害を受けた児童生徒本人に伝えるなければならない。

- 以下の場合について、医療機関受診の必要性があることを伝える。
  - ・治療が必要な外傷があった場合
  - ・妊娠の可能性がある場合(緊急避妊ピルが有効な72時間以内に受診する)
- 心とからだのケアの必要性和、専門家(医師・公認心理師等)への相談をすすめる(保護者だけでも相談は可能であることも伝える)。

#### ⑧ 被害を受けた児童生徒の保護・支援

- 学校は、通報した被害を受けた児童生徒の保護を第一に考えなければならない。加害が疑われる教職員が被害を受けた児童生徒の近くにいる場合は、クラス担任、授業の担当、部活動顧問から外すなど、その人物を被害を受けた児童生徒と接触させないようにする。

- 被害を受けた児童生徒との定期的な面談や、保護者への定期的な連絡など、継続的に児童生徒の心身の状況を把握する。

- 長期にわたり不安や心の傷が続くことが予想される。可能な限り学校の教職員やスクールカウンセラー等が寄り添いながら対応する。

## ⑨ 周囲の児童生徒への対応

- 学校は、被害を目撃した児童生徒に対して、目撃したこと以外の被害状況等の詳細は伝えないようにする。加えて、被害を目撃した児童生徒がうわさ話やSNSなどを通じて、被害の内容を広めないように留意することも伝える。  
また、困ったときに相談できる教職員等を伝え、被害を目撃した児童生徒の心のケアについて十分配慮する。
- 被害を目撃した児童生徒以外の児童生徒には、被害の情報は伝えない。
- 被害を目撃した児童生徒の保護者に対しては、心のケアを含めた支援に係る説明と、被害内容を周囲に漏らさないよう配慮することについて理解が得られるよう丁寧に依頼をする。

## ⑩ 校内の教職員の情報共有・対応について

- 校内の教職員について、被害状況等の詳細な情報については、対応チームが把握しておくのみとするが、当該児童生徒や目撃した児童生徒、加害が疑われる教職員についてなど、必要最低限の情報は共有をしておかねばならない。  
また、児童生徒や保護者からの問い合わせなどについては、統一的な回答ができるよう予め準備をしておく必要がある。

## ⑪ 教職員等が逮捕された場合

- 警察との交渉、情報交換は基本的に教育委員会で行い、学校は教育委員会との連絡を密にし、情報収集に努める。
- 警察から捜査の依頼があった場合は、これに応じ、状況について教育委員会へ報告する。
- 逮捕後、情報が公になることに備え、在校生の心のケアに向けた準備を行う。
- 報道機関からの電話取材などが入るため、対応を教頭・校長に限り、統一的な回答ができる仕組みをつくる。また、テレビなどが直接学校へ取材にくる場合が想定されるため、こどもに関する対応などを含め、十分に配慮すること。

- 学校は、教育委員会と連携し、スクールカウンセラーなどの要員確保を行い、児童生徒からの相談を受ける体制をとり、児童生徒へ周知する。
- 学校の管理職は、収集した情報を元に、児童生徒の心理的ケアに配慮しながら、保護者に対して提供できる情報を特定し、保護者会を開くなど、情報提供を行う。  
※ この場合、警察から提供される情報は、捜査中であることから、部分的提供にとどまることを留意し、保護者に対して理解を求めること。
- 学校が事前に情報を把握していない状況で教職員等が逮捕される場合も想定されるので、この場合は教育委員会と連携を密にし、情報収集を行う。
- 被害を受けた児童生徒が特定される場合は、本人の保護を行うとともに、心のケアのため、スクールカウンセラーなどによるカウンセリングの手配などを行う。

## ⑫ 臨時保護者会の開催について

- 学校は、事案の状況に応じて、関係する児童生徒の保護者に向けて、臨時保護者会を開催する場合がある。その際、被害を受けた児童生徒が特定されない範囲で公表できる情報について、教育委員会や警察等と確認するとともに、被害を受けた児童生徒や保護者にも同意を得る必要がある。また、報道機関への対応と同様に、統一的な回答ができるように用意しておく。
- 教職員等が逮捕された場合は、児童生徒への心理的な影響が大きいため、教育相談員やスクールカウンセラーなどの心理の専門家が、心理的なケア・支援を行っていく旨を周知する。

## 5 教育委員会における対応

### (1) 未然防止・早期発見のために

#### ① 教育と啓発

教職員や児童生徒に対して、性加害や体罰の重大性とその防止策についての教育を行うことが必要である。教職員と児童生徒が、性加害は犯罪であるとの認識をもつことにより、早期発見と通報が促進される。

まずは、文部科学省が作成した「生命の安全教育」の教材及び指導の手引きを活用し、児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、適切に教育活動を進めていくことが大切である。

#### ② 相談窓口の設置

児童生徒や保護者が安心して相談できる第三者機関や電話相談などを設置し、匿名での通報が可能な体制を整える必要がある。

既に学校においては、アンケート調査等が行われているが、市の窓口としては人権庶務課に設置されている「こども・ほっとそうだん」のみであり、教育部局内にも直接、相談・通報などを受け取る窓口が必要である。

現在、こうした相談は教育委員会内では教育指導課へ通報が入っているが、当該課には学校の教職員や管理職が指導主事として従事しているため、教育指導課とは別の組織として立ち上げる必要がある。

#### ③ 定期的なモニタリングの共有

学校は定期的なアンケート調査や面談を通じて、児童生徒の声を直接聞く機会を設けている。これにより早期に問題の把握を行おうと努めているところである。学校は児童生徒の異変を把握した場合、迅速に教育委員会と共有しなければならない。また、教育委員会は学校に対して指導主事の派遣等、必要な支援を行う。

#### ④ 教職員等の行動規律に関する管理の徹底

密室で指導しない、不適切な接触を行わない、などの教職員の行動規律を現場で徹底するよう学校の管理職等を指導していく。

### (2) 学校から被害の報告が入ったときの対応

#### ① 情報収集

- ・被害の情報が学校から入った場合、教育委員会は学校からの情報収集を行い、正確な状況把握に努める。このとき、被害者保護のため、情報の共有範囲を特定し、不必要に情報が拡散することを防ぐ。
- ・被害を受けた児童生徒本人から聞き取りなどを行う場合には、児童生徒の人権等に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないように注意すること。
- ・教育委員会が情報収集のため、被害を受けた児童生徒本人から聞き取りを行う場合、繰り返し学校と同様の聴取になっていないかなど、当該児童生徒の負担軽減に十分配慮する。

## ② 学校への支援

- ・情報の収集の後、状況を分析し、学校へスクールカウンセラーや教育相談員等の派遣、指導主事の派遣など、学校と相談して支援を行う。

## ③ 警察への相談

- ・状況が警察へ通報すべき案件がどうかを5～7ページ2-①～⑤と照らし合わせ検討する。
- ・警察への通報については、刑事訴訟法第239条第2項に基づき、「犯罪があると思料するとき」は告発する義務があることに留意し、判断に迷う場合であっても警察へ通報、相談する。

## ④ 教職員等が逮捕された場合

- ・警察へ通報した結果、教職員等が逮捕された場合、教育委員会は警察と交渉し、入手可能な情報について収集に努める。
- ・教育委員会は、学校に対する捜査の必要について警察に確認し、情報を学校と共有し、在校生が混乱することがないように配慮する。
- ・教育委員会は、警察と連携し、逮捕事件の情報について継続的に入手できるようにつとめる。ただし、入手した情報は、被害者保護の観点から、共有すべき範囲について十分配慮する必要がある。

## ⑤ 報道機関への対応について

- ・教育委員会による報道機関への対応は、被害を受けた児童生徒の人権保護と学校教育への信頼を両立させる極めて重要な業務である。
- ・記者発表を行う前に、学校や関係機関と連携し、事実関係を正確に把握する必要がある。その際、被害を受けた児童生徒や関係者について、個人が特定される情報は絶対に公表してはならない。
- ・事実として確認できていることと、調査中のことは明確に区別し、憶測や未確認情報を発表してはならない。また、教育委員会としての責任を認め、再発防止に向けた取組を明示する必要がある。

## ⑥ 市長・議会・県教育委員会への報告

- ・教育委員会は、事案の概要について、一定の事実確認ができた後、適切な時期に市長や市議会への報告を行う。また、埼玉県教育委員会へも同様に、適宜報告を行う必要がある。

## ⑦ 中・長期の支援体制への移行

- ・初期対応が終了し、見守り体制となった時は、教育委員会は、担当指導主事を指定し、その後の動向について、定期的に情報収集を行い、教育長、学校教育部長などと共有を行う。
- ・継続的な支援として、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、被害を受けた児童生徒やその保護者等からの相談等に継続的かつ適切に対応し、落ち着いた教育を受ける環境の確保や学習支援、関係機関の連携等が行えるよう、学校を支援する。

## ⑧ 記録の作成、保管

- ・教育委員会では一連の動きについて、記録を作成・保存し、学校・教育委員会が行った一連の対応について、協議会による評価を受ける。

### (3) 協議会と連携した未然防止に向けた取組

#### ○ リスク事例の収集、研修会の実施

令和5年10月に発生した本市教職員の逮捕事件を受けて作成された、「朝霞市教職員事故を受けた再発防止策の検討報告書」の中では、事件発生前から当該教職員の様々な行動変容などが見られながらも、その違和感が組織内で共有されることがなく、組織マネジメントが十分に果たされていない状況が指摘されている。

こうした状態が、当該教職員の行動をエスカレートさせ、最終的には犯罪にいたってしまったことも考えられる。

そのため、学校内におけるヒヤリハットや教職員等の小さな非違行動などを各教職員等もしくは学校内にとどめず、広く共有し、今後の対応を検討する場が必要だと考える。様々なリスク事例を学校と教育委員会が共有し、対応策を講じることで、教職員等の変化にいち早く気づき、最終的に暴走してしまうことを阻止できるのではないかと考える。

#### 検証方法

- ・毎年、1回程度、各学校から教育委員会へ、指定された期間に発生した事件や事故、ヒヤリハット事象について、事の大小を問わず文書にて報告する。
- ・報告は、事故、事件の単なる発生報告ではなく、今後の再発防止策を報告する。
- ・報告を受けた教育委員会はこれらを取りまとめ、リスク事例の内容、学校における対応、今後の対応策について聞き取りを行う。
- ・教育委員会は、聞き取り内容、学校における再発防止策などをまとめ、報告書を作成する。この報告書は、全教職員へ校務支援システム等を通じて共有する。
- ・また、教育委員会は、朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会に報告し、指導・助言を受ける。

## 6 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会の役割

- ・教職員等による性暴力の事案が発生した場合、教育委員会から報告を受け、その事案に係る対応について指導・助言を行う。
- ・教育委員会は学校と協力して調査にあたるが、調査にあたっては、協議会の指導・助言を得つつ必要な調査を行う。
- ・協議会は、学校や教育委員会が行う聴き取りについて、項目や方法が適切かどうかや補充の質問などについて必要なアドバイスをを行う。
- ・事態の進捗に合わせて、学校や教育委員会の対応についての評価を依頼し、必要であれば、対応方法の変更、当該専門家の派遣など、必要な支援を行う。

## 7 その他

### (ア) 体罰との問題構造の類似性

本指針は、教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の対処、早期発見・未然防止についての指針となっているが、問題の構造は教職員の体罰と類似性があると考えられる。そのため、日ごろからこどもの人権を尊重し、こどもの意見に耳を傾け、こどもの異変に気づき、当事者意識をもつことで、教職員等による児童生徒性暴力等と同様、体罰についても早期発見、未然防止、適切な対処ができるものとする。

### (イ) 被害を受けた児童生徒への聞き取りシート、初動報告シート（別紙参照）

### (ウ) 参考文献・サイト

- ◇文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」
- ◇文部科学省ホームページ「生命を守る安全教育」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index2.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html)
- ◇埼玉県教育委員会「教職員事故不祥事根絶ポータルサイト」  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/fusyouji-boushi/main6.html>
- ◇埼玉県教育委員会「不祥事根絶アクションプログラム」  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/143496/fusyoujikonzetu-actionprogram0505.pdf>
- ◇埼玉県教育委員会「県立学校における盗撮防止等ガイドライン」
- ◇東京都教育委員会「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」  
[https://www.spt.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2023/03/23/documents/29\\_02.pdf](https://www.spt.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2023/03/23/documents/29_02.pdf)
- ◇富山県犯罪被害者等支援協議会「教職員向け性暴力被害対応マニュアル」作成実務者会議「教職員向け性暴力被害対応マニュアル」  
<https://www.pref.toyama.jp/documents/30724/kyoushokuinmanual.pdf>
- ◇練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会「児童生徒への性加害を生まない風土をどう醸成していけばよいか 一提言」  
[https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/kaigi/kaigiroku/kodomo/061025houshin.files/teigenn\\_full.pdf](https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/kaigi/kaigiroku/kodomo/061025houshin.files/teigenn_full.pdf)
- ◇福岡県 学校における性暴力事案対応マニュアル  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/222889.pdf>

別紙1 聞き取りシート ( 回目の聞き取り)

氏名		学年・学級	年 組	記録日 時間	年 月 日 : ~ :
聴取場所		聴取者 (職・氏名)		記録者 (職・氏名)	

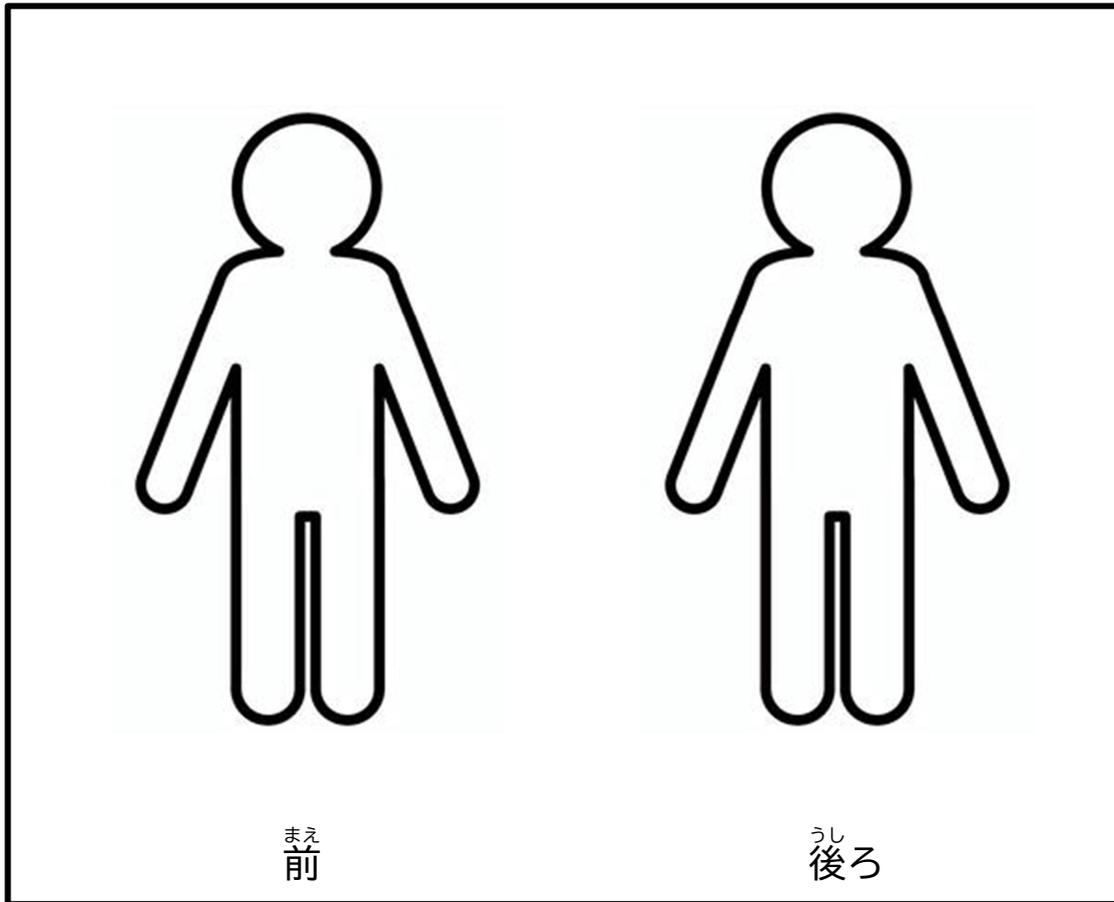
チェック	確認内容 (事前)	チェック	確認内容 (事後)
<input type="checkbox"/>	児童生徒を誘導することなく、必要最小限の聞き取りをする。	<input type="checkbox"/>	被害の内容・時間・場所について、確認した。
<input type="checkbox"/>	児童生徒の言葉をできる限りそのまま記録する。		
<input type="checkbox"/>	児童生徒を非難したり、否定したりすることは絶対にしない。		
<input type="checkbox"/>	感情的な言葉遣いや無責任な言動を取らない。		
<input type="checkbox"/>	聞き取りについて、保護者の同意を得ている。		

児童生徒の言葉 (できる限り本人の言葉をそのまま記録する) ※スペースが不足する場合は次ページを使用	
児童生徒の様子	児童生徒が希望していること

# 聞き取りシート (      ページ)

児童生徒の言葉（できる限り本人の言葉をそのまま記録する）

○ 被害を受けた箇所（状況に応じて利用すること）



## 別紙2 初動報告シート

氏名		学年・学級	年 組	記録日 時間	年 月 日 : ~ :
聴取場所		聴取者 (職・氏名)		記録者 (職・氏名)	

被害を受けた 児童生徒	氏名		生年月日	年 月 日 ( 歳)	
	住所		性別		
保護者	氏名		続柄	年齢	歳
	連絡先		勤務先		
情報提供者	氏名	(□匿名)	生年月日	年 月 日 ( 歳)	
	住所				
	連絡先				

被害内容	<input type="checkbox"/> 不同意性交 <input type="checkbox"/> わいせつ行為 <input type="checkbox"/> 児童ポルノ所持 <input type="checkbox"/> 盗撮等 <input type="checkbox"/> セクハラ <input type="checkbox"/> ストーカー <input type="checkbox"/> SNS等に係る性暴力 <input type="checkbox"/> その他 ( )
被害日時	※不同意性交の可能性がある場合は直近の被害日時を確認する <input type="checkbox"/> 年 月 日 時頃 <input type="checkbox"/> 年 月頃 <input type="checkbox"/> 不明
被害場所	
相手との関係	<input type="checkbox"/> 知っている人 ( ) <input type="checkbox"/> 知らない人
けが	<input type="checkbox"/> 出血 あり/なし (部位: ) <input type="checkbox"/> 痛み (部位: )

被害内容 ※聴取内容は本人の語った言葉で記載/誰が身体の中のどの部分に何をされたか等 誘導的に聞かない

引き継ぎ事項・コメント・本人が希望すること など 例) ○月○日○時 医療機関に相談する

## 子どもの権利条約の4つの原則

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。

それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考えるときに合わせて考えることが大切な「原則」であるとされています。

これらの原則は、日本の子どもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。

### 1 差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

### 2 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

### 3 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

### 4 子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。